京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
発行所　京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所　中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示

		ページ
○保全回復事業の認定	（自然環境保全課）	727
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の変更	（高齢者支援課）	728
○鳥獣保護区の指定	（農村振興課）	729
○特定猟具使用禁止区域の指定	（〃）	〃
○保安林の指定	（丹後広域振興局）	731
○道路の区域変更	（乙訓土木事務所）	〃
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除	（砂防課）	732
○土砂災害特別警戒区域の指定	（〃）	〃

公告

○一般競争入札の実施	（入札課）	733
○建設業法に基づく処分	（指導検査課）	735

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施		〃

告示

京都府告示第532号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第32条第３項の規定により、保全回復事業を次のとおり認定した。

令和８年10月30日

京都府知事　西脇　隆俊

１　認定を受けた保全回復事業を行う者の住所、名称及び代表者の氏名

京田辺市田辺深田15
特定非営利活動法人やましろ里山の会
理事長　岩佐　英夫

２　認定を受けた保全回復事業の事業計画

(1)　事業計画の名称

山城地域木津川周辺地区レンリソウ保全回復事業の事業計画

(2)　事業計画の区域

山城地域木津川周辺地区における本種の分布区域

(3)　事業計画の期間

令和８年10月19日から令和13年３月31日まで

(4)　事業計画の概要

ア　現状及び課題

生育状況及びその課題

イ　保全回復事業の取組

調査研究、生育環境の整備及び採集の防止

ウ　保全回復事業の推進方策

府民等の理解促進、多様な主体の連携と協働及び公共事業における配慮

エ　計画の評価

評価の方針及び事業の見直し

３　認定年月日

令和８年10月19日

京都府告示第533号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第32条第３項の規定により、保全回復事業を次のとおり認定した。

令和８年10月30日

京都府知事　西脇　隆俊

１　認定を受けた保全回復事業を行う者の住所、名称及び代表者の氏名

京田辺市田辺深田15
特定非営利活動法人やましろ里山の会
理事長　岩佐　英夫

２　認定を受けた保全回復事業の事業計画

(1)　事業計画の名称

山城地域木津川周辺地区フナバラソウ保全回復事業の事業計画

(2)　事業計画の区域

山城地域木津川周辺地区における本種の分布区域

(3)　事業計画の期間
　令和８年10月19日から令和13年３月31日まで
(4)　事業計画の概要
　ア　現状及び課題
　　生育状況及びその課題
　イ　保全回復事業の取組
　　調査研究、生育環境の整備及び採集の防止
　ウ　保全回復事業の推進方策
　　府民等の理解促進、多様な主体の連携と協働及び公共事業における配慮
　エ　計画の評価
　　評価の方針及び事業の見直し
3　認定年月日
　令和８年10月19日

京都府告示第534号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第32条第３項の規定により、保全回復事業を次のとおり認定した。

令和８年10月30日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　認定を受けた保全回復事業を行う者の住所、名称及び代表者の氏名
　京田辺市田辺深田15
　特定非営利活動法人やましろ里山の会
　理事長　岩佐　英夫
2　認定を受けた保全回復事業の事業計画
(1)　事業計画の名称
　京田辺市水取地区ヤマトサンショウウオ保全回復事業の事業計画
(2)　事業計画の区域
　京田辺市水取地区における本種の分布区域
(3)　事業計画の期間
　令和８年10月19日から令和13年３月31日まで
(4)　事業計画の概要
　ア　現状及び課題
　　生育状況及びその課題
　イ　保全回復事業の取組
　　調査研究、生育環境の整備及び採集の防止
　ウ　保全回復事業の推進方策
　　府民等の理解促進、多様な主体の連携と協働及び公共事業における配慮
　エ　計画の評価
　　評価の方針及び事業の見直し
3　認定年月日
　令和８年10月19日

京都府告示第535号

介護保険法（平成９年法律第123号）第24条の２第１項に規定する指定市町村事務受託法人から、次のとおり変更の届出があった。

令和８年10月30日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

事務所の名称及び所在地		指定申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	変更年月日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
新	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社パーソル京都訪問調査室 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500の１　中信御池ビル３階	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 東京都江東区豊洲３の２の20　豊洲フロント７F 代表取締役社長　市村　和幸	令 8.11.24	要介護認定調査事務	無
旧	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社パーソル京都訪問調査室 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65　京都朝日ビルディング７階				

京都府告示第536号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第１項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

令和８年10月30日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

名　　称	存 続 期 間	面積（ha）	区　　域
末山鳥獣保護区	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	87	綴喜郡宇治田原町郷之口（次の図に示す部分に限る。）
嵐山鳥獣保護区	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	59	京都市西京区（次の図に示す部分に限る。）
宮津湾鳥獣保護区	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	3,243	宮津市字田井、字矢原、字獅子、字獅子崎、字波路、字波路町、字鶴賀、字島崎、字魚屋、字新浜、字浜町、字住吉、字漁師、字杉末、字文珠及び字須津、与謝郡与謝野町字弓木、字岩滝及び字男山並びに宮津市字国分、字溝尻、字小松、字中野、字大垣、字江尻、字難波野、字日置及び字里波見（次の図に示す部分に限る。）
浜詰海岸鳥獣保護区	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	91	京丹後市網野町木津及び浜詰（次の図に示す部分に限る。）
湊宮葛野海岸鳥獣保護区	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	95	京丹後市久美浜町湊宮及び葛野（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府農林水産部農村振興課において縦覧に供する。）

京都府告示第537号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月30日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

名　　称	存 続 期 間	面積（ha）	区　　域
木津・加茂特定猟具使用禁止区域（銃）	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで	156	木津川市梅谷、鹿背山及び加茂町高田（次の図に示す部分に限る。）
湯の花特定猟具使用禁止区域（銃）	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで	142	亀岡市薭田野町芦ノ山、薭田野町佐伯及び本梅町平松（次の図に示す部分に限る。）
山家特定猟具使用禁止区域(銃)	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで	317	綾部市並松町、味方町、西原町、鷹栖町、東山町、広瀬町、釜輪町、戸奈瀬町、下替地町、上原町、下原町、和木町、野田町及び寺町（次の図に示す部分に限る。）

由良川特定猟具使用禁止区域（銃）	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで	790	綾部市並松町、川糸町、青野町、西町３丁目、駅前通、井倉新町、井倉町、位田町、岡町、延町、大島町、栗町、高津町、小貝町、私市町、里町、多田町、下八田町及び味方町（次の図に示す部分に限る。）
福知山特定猟具使用禁止区域（銃）	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで	4,045	福知山市字猪崎、字堀、字岡ノ、字土師、土師宮町１丁目、土師宮町２丁目、字川北、字前田、土師新町３丁目、土師新町４丁目、前田新町、長田野町１丁目、長田野町２丁目、字土、字戸田、大池坂町、桔梗が丘４丁目、桔梗が丘６丁目、中坂町、長山町、桔梗が丘５丁目、桔梗が丘３丁目、桔梗が丘２丁目、字石原、石原５丁目、石原２丁目、北平野町、西平野町、字長田、桔梗が丘１丁目、長田野町３丁目、大字私市、南平野町、東平野町、石原４丁目、字興、字観音寺、石原１丁目、石原３丁目、駒場新町１丁目、駒場新町３丁目、駒場新町２丁目、字多保市、字岩間、砂子町、土師新町１丁目、土師新町２丁目、字天田、南岡町、緑ヶ丘、旭が丘、広峯町、東羽合町、夕陽が丘、字篠尾、字正明寺、字室、字厚、字新庄、字半田、字今安、字奥野部、字岩井、字荒河、岩井新町、かしの木台４丁目、かしの木台５丁目、かしの木台１丁目、かしの木台３丁目、かしの木台２丁目、字漆端、字牧、字十二、字上小田、字下小田、字野花、字夷、字立原、字上天津、字下天津、字筈巻、字安井、字池部、字中、荒河東町、荒河新町、岩井東町、問屋町、字和久市、和久市町、鋳物師町、厚中町、厚東町、昭和町、昭和新町、字寺、字中ノ、篠尾新町２丁目、篠尾新町３丁目、篠尾新町４丁目、篠尾新町１丁目、字西、字下柳、字菱屋、字下紺屋、字上紺屋、字上柳、字東長、字下新、字西長、字呉服、末広町１丁目、末広町２丁目、末広町３丁目、末広町４丁目、末広町５丁目、末広町６丁目、字鍛冶、字上新、字京、駅前町、駅南町３丁目、駅南町２丁目、駅南町１丁目、字裏ノ及び字内記（次の図に示す部分に限る。）
大江特定猟具使用禁止区域(銃)	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで	672	福知山市大江町関、波美、金屋、上野、北有路、三河、高津江、二箇、南有路、千原、尾藤、常津、在田、夏間、日藤、公庄、蓼原及び河守（次の図に示す部分に限る。）
三段池特定猟具使用禁止区域（銃）	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで	258	福知山市字猪崎、字中及び字川北（次の図に示す部分に限る。）
夜久野ヶ原特定猟具使用禁止区域（銃）	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで	253	福知山市夜久野町高内、小倉、平野及び大油子（次の図に示す部分に限る。）
大川特定猟具使用禁止区域(銃)	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで	6	舞鶴市字大川（次の図に示す部分に限る。）
宮津特定猟具使用禁止区域(銃)	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで	234	宮津市字波路、字惣、字安智、字外側、字吉原、字中ノ丁、字馬場先、字京口、字宮村、字松原、字喜多、字今福、字滝馬、字木ノ部、字京口町、字猟師、字京街道、字柳縄手、字大久保、字宮本、字金屋谷、字万町、字本町、字小川、字魚屋、字万年、字万年新地、字池ノ谷、字白柏、字蛭子、字宮町、字川向、字杉末、字漁師、字住吉、字河原、字新浜、字島崎及び字鶴賀(次の図に示す部分に限る。)

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府農林水産部農村振興課において縦覧に供する。）

京都府告示第538号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和８年10月30日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　保安林の所在場所

京丹後市久美浜町神谷小字丹波谷234、331、331の１、332、333、小字宮ノ後334・335（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、346、346の１、347から349まで、374から378まで、378の乙、379、381、382、小字古畑336、337（次の図に示す部分に限る。）、338、339の１、339の２、340から343まで、345・小字東山350・350の１（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、370、370の１（次の図に示す部分に限る。）、371から373まで、小字寺谷351から353まで、362、362の１、363の１、363の２・368・369（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、369の１、小字高尾尻354の１、354の２、355、356、356の乙、357から361まで、小字蛇谷380、小字西側10090、10090の１から10090の３まで、10091、10092、10093（次の図に示す部分に限る。）、10094、10095、10096・10097・10097の１（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、10097の２、10098・10099（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、10100、10101の１、10101の２、10102から10104まで、10104の１から10104の５まで、10105、10105の１から10105の13まで、10106、10106の１から10106の３まで、10107、10107の１から10107の３まで、10108、10109、10110の１から10110の４まで、10111から10115まで、10115の１から10115の４まで、10116、10117

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は択伐による。

小字宮ノ後349・小字東山370の１・371・372・小字寺谷352（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）、353、362・362の１・小字西側10106の３・10107の１・10114・10116（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和８年10月30日から令和８年11月13日まで縦覧に供する。

令和８年10月30日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　道路の種類　　府道

２　路　線　名　　西京高槻線

３　道路の区域

区　　間	変更前後別	敷地の幅員	延　長
長岡京市神足二丁目638から	前	m 最小　10.3 最大　21.0	m 24.8
長岡京市神足二丁目618の１まで	後	最小　12.9 最大　21.0	

４　縦 覧 場 所　　京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第540号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和８年10月30日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堂谷(つ 1009-5)	相楽郡精華町下狛地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

2　縦覧場所　京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

京都府告示第541号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和８年10月30日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成 26 年京都府告示第 145 号	鎌谷下G(ひ 1029-17)	船井郡京丹波町鎌谷下地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

2　縦覧場所　京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所

3　閲覧場所　京丹波町役場

京都府告示第542号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和８年10月30日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
堂谷(つ 1009-5)	相楽郡精華町下狛地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

2　縦覧場所　京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

3　閲覧場所　精華町役場

公　　告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第４条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和８年10月30日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　入札に付する事項

⑴　購入物品の名称及び数量

折りたたみ式簡易ベッド　8,800台

⑵　購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

⑶　納入期限

入札説明書及び仕様書のとおり

⑷　納入場所

入札説明書及び仕様書のとおり

２　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5428

ファクシミリ番号（075）414-5450

⑵　入札説明書及び仕様書の交付等

ア　交付期間

令和８年10月30日（金）から令和８年11月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までとする。

イ　入手方法

㋐　原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

㋑　やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後１時までの間を除く。）に、⑴の組織に問い合わせの上、入手すること。

３　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和８年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和８年京都府告示第２号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア　大分類「家具」―小分類「スチール家具」

イ　大分類「警察・保安用品」―小分類「防災用品」

⑶　４の⑴で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

⑷　過去２年間に１の⑴で示した購入物品又はその他の災害備蓄用品で同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

４　入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑴　提出期間

２の⑵のアに同じ。

⑵　提出方法

ア　電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、⑴の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ　電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、⑴の期間内に、２の⑴の場所に申請書等を持参又は郵送（⑴の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

⑶　確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

⑷　その他

ア　申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　３の⑵の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

㋐　資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

２の⑴に同じ。

㋑　原則として、京都府ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html）からダウンロードすること。

㈢　提出期限
令和８年11月９日（月）午後５時
なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5　入札手続等

⑴　入札期間及び開札の日時等

ア　電子調達システム又は持参による場合の入札期間
令和８年12月10日（木）午前８時30分から午後５時15分まで及び令和８年12月11日（金）午前８時30分から午前10時まで

イ　郵送による場合の入札書の提出期限
令和８年12月10日（木）午後５時

ウ　持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

㈠　提出先
〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府総務部入札課長

㈡　その他
入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ　開札日時
令和８年12月11日（金）午前10時15分

⑵　入札の方法

ア　電子入札者は、⑴のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ　紙入札者は、⑴のアの期間内に⑴のウの㈠の提出先に入札書を持参し、又は⑴のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ　再度入札については、入札説明書において指定する。

⑶　入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、１の⑴に示す「折りたたみ式簡易ベッド　8,800台（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑷　入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　３に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ　入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＤ又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ　電子調達システムの使用に当たり、他人のＩＤ又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ　その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク　入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ　入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ　１の⑵に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ　金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ　氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

⑸　落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が２人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

⑹　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑺　契約書作成の要否
要する。

6　入札保証金
免除する。

7　違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の５相当額の違約金を徴収する。

8　契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9　その他

⑴　１から８までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
⑵　詳細は、入札説明書による。
⑶　電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
⑷　システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
⑸　この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10　Summary
⑴　The nature and quantity of the product to be purchased
　Folding cots 8,800 units
⑵　Bidding method
　Electronic bidding system
⑶　Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
　From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, October 30, 2026 to Friday, November 20, 2026 (except for Sundays, Saturdays and public holidays)
⑷　The time, date and place for submission of tender
　From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, December 10, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday, December 11, 2026
　Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
　Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
⑸　Deadline for tender by mail
　5:00 PM on Thursday, December 10, 2026
⑹　The time, date and place for the opening of tender
　10:15 AM on Friday, December 11, 2026
　Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
　Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
⑺　Contact point for the notice
　Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
　Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
　TEL: (075) 414-5428 FAX: (075) 414-5450

公　安　委　員　会

京都府公安委員会告示第166号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号。以下「講習規則」という。）第６条第１項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和８年10月30日
京都府公安委員会
委員長　森　田　　雅　之

１　講習の区分、種別、実施期間及び定員

区　　分	種別	実　施　期　間	定員
法第２条第１項第２号に規定する警備業務（以下「２号警備業務」という。）	新規取得講習	令和８年12月10日（木）から令和８年12月17日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前９時15分から午後４時45分まで）の６日間	25人
	追加取得講習	令和８年12月15日（火）から令和８年12月17日（木）まで（実施時間は、午前９時15分（講習の初日は、午後０時55分）から午後４時45分まで）の３日間	おおむね５人

2　講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地　京都経済センター

3　受講対象者

⑴　新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

ア　最近５年間に２号警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

イ　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ　検定規則第４条に規定する２級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上２号警備業務に従事しているもの

エ　検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

オ　旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、旧２級検定に合格した後、継続して１年以上２号警備業務に従事しているもの

⑵　追加取得講習

受講申込時において、２号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第２項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第７条第１項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、⑴のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4　受講申込みの手続

⑴　事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア　受付期間

令和８年11月９日（月）から令和８年11月11日（水）まで（受付時間は、午後１時から午後４時までとする。）とする。

イ　申込先等

㋐　申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

㋑　申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

ａ　受けようとする講習の種別

ｂ　事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称

ｃ　連絡先電話番号

ｄ　受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ　受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和８年11月12日（木）午前10時から、電話により行う。

⑵　受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア　提出期間

令和８年11月18日（水）から令和８年11月20日（金）まで（提出時間は、ｅ－Ｇｏｖによる提出を除き、午前９時から午後３時30分までとする。）とする。

イ　提出書類

㋐　受講申込書（受講申込書提出の日前６箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの）　１通

㋑　３の⑴のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

ａ　３の⑴のアに該当する者

２号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書　各１通

ｂ　３の⑴のイに該当する者

１級検定の合格証明書の写し　１通

c　３の⑴のウに該当する者

２級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書　各１通

d　３の⑴のエに該当する者

旧１級検定の合格証の写し　１通

e　３の⑴のオに該当する者

旧２級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書　各１通

㈢　追加取得講習を受けようとする者にあっては、２号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し　１通

㈣　代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、受講者本人の委任状　１通

ウ　提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

エ　提出方法

ｅ－Ｇｏｖによる提出を除き、講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5　受講手数料及び納付方法

⑴　受講手数料

ア　新規取得講習　38,000円

イ　追加取得講習　14,000円

⑵　納付方法

受講申込書の提出時に納付することとし、ｅ－Ｇｏｖにより提出した場合は、納付方法が特に指定された後速やかに納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6　講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地　京都経済センター４階

7　問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）